

**第3次名古屋市多文化共生推進プラン（案）に対する
市民意見の内容及び市の考え方**

令和4年 3月

名 古 屋 市

第3次名古屋市多文化共生推進プラン（案）パブリックコメント実施結果

「第3次名古屋市多文化共生推進プラン（案）」に対し、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。いただきましたご意見の概要と、それに対する市の考え方を公表します。

なお、ご意見の内容は、趣旨の類似するものをまとめているほか、原文を一部要約するとともに、項目別に分類して掲載していますのでご了承ください。

1 実施期間

令和4年1月7日（金）から令和4年2月7日（月）まで（32日間）

2 提出状況

(1) 意見提出者数 15名

(2) 意見総数 63件

提出方法	持参	郵送	ファックス	電子メール	合計
人数	0名	0名	0名	15名	15名
件数	0件	0件	0件	63件	63件

3 意見の内訳

項目		意見数
1 総論		3件
2 実施計画		51件
	実施計画全般	1件
	施策方針Ⅰ 生活基盤づくり	34件
	施策方針Ⅱ 多文化共生の意義を理解し、誰もが参画する地域づくり	14件
	施策方針Ⅲ 多様性を活かした名古屋の活性化とグローバル化	2件
3 その他		9件
合計		63件

全体について（3件）

- 日本人が働きたがらない職業、業種で働いてくださっている外国人市民の数を明示し、日本人に「外国人が日本で生活してくれているから、私たちの生活が成り立っているのだ」ということを伝えることが、外国人市民や外国文化を尊重する思いを抱かせる第一歩になるのではないのでしょうか。
- 外国人市民が日本語で話そうとしたときに「外国人だから日本語が話せるわけない」と聞かない耳を持つのではなく、「何を言いたいんだろう」と聞く耳を持つ日本人が多くなることも「多文化共生」において大切な態勢の一つだと思います。「多文化共生」が一部の人の関心事で終わらず、社会全体の問題になることを願っています。
- 外国人との共生よりも、少子化問題に取り組んでください。日本に責任を持てるのは日本人だけです。いざとなったら帰国してしまう外国人に依存する体制づくりは危険です。また、相互主義の観点がありますでしょうか。

【市の考え方】

本市は、国籍や民族などの異なる人々が、互いを認め合い、共にしあわせに生きていくことができる、多文化共生都市名古屋の実現を目指しており、多文化共生の推進を本市全体で取り組むべきものと考えております。

今後とも、外国人市民に関する課題の把握に努めるとともに、庁内での情報の共有や連携を図りながら、効果的に多文化共生施策を推進してまいります。

2 実施計画

実施計画全般（1件）

- 担当部局が区になっている事業は、その区だけ課題があり、解決が必要ということになります。なぜ区名なのでしょう。市として取り組まない理由を明記する必要があります。

【市の考え方】

各区によって、外国人住民数や国籍、在留資格などの属性の割合が異なるため、局ごとの事業に加え、それぞれ各区の特性に合わせた事業を推進していく必要があります。第3次プランにおいては、担当部局に事業を所管する部局のみを記載していますが、事業の実施においては、関係部署と連携して取り組んでまいります。

施策方針Ⅰ 生活基盤づくり（３４件）

■基本施策１ 地域における情報の多言語化（ＩＣＴの活用）（１１件）

- 情報格差が生じないような情報提供の仕方を考えてほしい。
- 多様な言語、手段による行政・生活・災害情報の発信は推進すべき。また、仮名はわかるが、意味が分からない日本人は意外と多いので、「やさしい日本語での情報提供」は外国人・日本人問わず実施した方が良い。

【市の考え方】

本市から提供している行政情報・生活情報について、全てを多言語化できているわけではなく、ご指摘のとおり日本語を理解できる方とそうでない方の間で情報の格差が生じています。こうした現状を改善するべく、ＡＩ技術を効果的に活用した多言語情報の発信をさらに進めてまいります。また、やさしい日本語については、業務で活用できるよう、国際センターと連携し職員への研修の実施や市民の方々への啓発を行うことで普及を図ってまいります。

- 少数言語話者への対応、通訳の拡充について言及してほしい。
- 外国人の多い地域だけに外国人窓口を設置するのではなく、少ない地域にも何らかの形で外国人相談窓口を作っていただきたい。すでに各区役所にタブレット端末が配置されていると思うので、それを活用して通訳対応できるようなシステムができるのではないかな。また、そういった情報を誰にでもわかるように多言語で流す工夫も必要。
- 国別の相談窓口を用意し、言語だけではなくそれぞれの国の内情理解者を配置する。
- 転入時、日本の生活習慣を外国人市民に提供するため、「外国人情報窓口」のような生活習慣を口頭で伝える窓口を設置し、通訳をつけること。
- ICTサービスの活用は行政サービスや生活案内にとどまらず、積極的に専門業種への活用を推進すべきである。介護や農業など専門用語を用いる職場においても機械翻訳は一定の役に立つことがわかっている。しかも、英語だけでなく、中国語、韓国語、タガログ語、ベトナム語、ネパール語にも対応しているのが強みである。

【市の考え方】

本市では、施策方針Ⅰ基本施策１施策２にある「区役所等における外国人案内の向上」の事業において、行政サービスの市民窓口となる区役所に、外国人スタッフによる専門案内窓口の設置を進めてまいります。また、当該窓口において、ＩＣＴタブレットを活用し、より多くの言語での対応を進めてまいります。

また、令和４年度より名古屋国際センターの情報サービスコーナーにおいて、ベトナム語とネパール語の対応日を拡充するなど、多言語情報サービスの拡充に努めてま

います。

なお、専門業種への展開については、その有用性や手法等について検討を進めていきたいと考えております。

- 「多様な媒体を活用して」とありますが、既存の媒体ではこれまで伝わっていなかった人に伝わらないままの可能性が高いため、「外国人市民がどこで情報を得ているか調査し」等と付け加えてはいかがでしょうか。

【市の考え方】

外国人市民がどこで情報を得ているかを調査し、外国人により情報が伝わりやすい媒体を活用して情報発信を行っていくことは非常に重要だと考えております。今後も、より効果的な情報発信を行うことができるよう、効果的な手法について引き続き検討を進めてまいります。

- 「名古屋ウェルカムキット」の内容として、就学案内を加えてはいかがでしょうか。
- 「名古屋ウェルカムキット」について、外国船が入港する港や国際空港の入国審査場で配布するようにして、観光客にも一定の情報提供を行うべき。

【市の考え方】

「名古屋ウェルカムキット」については、各種ご案内資料を封入している封筒に就学前のお子様がいらっしゃるご家庭に対するご案内を記載しております。いただいたご意見を参考に、より効果的に情報提供できるような手法について、検討を進めてまいります。

また、ウェルカムキットは、本市に在留される方に対する生活情報等の提供を目的としていることから、観光客への情報提供については、観光情報を掲載するウェブサイト等へ名古屋国際センターのウェブサイトのリンクを貼付するなど、その他の効果的な手法について検討を進めていきたいと考えております。

- 交通局の多言語化について、外国人市民の国籍割合を参照し、より実効性を伴ったものにするべきである。ベトナム語やフィリピン語といった割合の大きい市民の母国語を取り入れることも必要ではないか。

【市の考え方】

名古屋市交通局ウェブサイトにおいて、市バス・地下鉄の運行案内情報をベトナム語及びフィリピン語においても提供しております。

■基本施策 2 日本語教育の推進（4件）

- 日本語がほとんどできない方への日本語教育は高い専門性が必要であり、オンラインでは対応が難しい。日本語がほとんどできない外国人のための日本語教育事業を組み込むよう提案します。

【市の考え方】

本市では、外国人市民が日常生活に必要な日本語を習得し、地域で円滑に生活できるように地域における日本語教育の長期的な体制づくりを進めております。現在は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、オンラインを中心とした日本語教室の実施を進めているところではありますが、感染症の状況を注視しながら、対面での実施についても検討を進めてまいりたいと考えております。

- 「オンラインを取り入れた日本語教室の実施」「検索サイトの運営」「ボランティア活動の促進」の3つでは、重点施策と銘打つには不十分です。

「ボランティア活動の促進」については、日本語教育推進法を受けて自治体が責任を持って取り組むといえるのでしょうか。自治体による直接的な日本語教育が不要と考えるなら、ボランティアによる日本語教育にどのようにして責任を持つのか、その方法を明記する必要があります。

「オンラインを取り入れた日本語教室の実施」については、すでにボランティアの日本語教室でも行われています。市が新たに実施する意義は何なのでしょう。また、対面で行う日本語教室を市が実施しない理由は何なのでしょう。重点施策として日本語教育をスポット事業ではなく、整合性のあるバランスの取れた視点で考える必要があります。

- 株式会社が運営する日本語教育機関に勤務しており、2016年からは外国人市民と短期滞在の外国人向けのコースに5年携わってきました。決して安くない授業料を払って受講する方がいるのは、地域における日本語教育の量の少なさと質の低さなどが原因だと思われます。多くの受講生は地域の日本語教育を受講した経験を持つ方たちで、「早く話せるようになりたいのに時間数が少なかった」「授業内容が体系的でないので学びにくかった」等地域の日本語教室で満たせなかったものを当コースで満たし、修了し、日本社会に巣立っていく方が多くいらっしゃいます。「日本語教育の推進」のためには、地域の日本語教室やボランティアに頼るだけではなく、専門性の高い日本語学校や日本語教育を行う大学との連携も必要ではないでしょうか。

【市の考え方】

「オンラインを取り入れた日本語教室」は、近くに日本語教室がない外国人学習者にとっては利便性が高く、日本語教室の空白地域の課題に資する形態であると考えております。また、コロナ禍において、ボランティア教室によってはオンラインの活用

を選ばない教室もあり、学習機会の確保という点においても市が実施する意義はあると考えております。

対面で行う日本語教室については、今後、新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着く段階を見据えて、多様な主体と連携しながら新たな学習の場や機会を設けていきたいと考えております。

また、自治体が取り組む日本語教室は不要との考えはなく、名古屋市では、オンラインによる日本語教室を実施しているところです。一方で、ボランティアによる日本語教室は日本人と外国人が日本語学習を通して交流できる大切な場所となっています。そのため、ボランティアの皆様へ情報提供や連携の機会を提供し、活動を支援していきたいと考えております。

なお、名古屋市では、地域日本語教育コーディネーターを委嘱し、多様な主体との連携やコーディネートを進めてまいりたいと考えております。

- 日本語教室は、主に NPO や市民ボランティアが担っており、小規模な団体では各種補助金や助成金の申請要件を満たせず、人的にも予算的にも厳しい実態がある。
- 教室を構えず、オンラインのみで日本語教育をしている小規模団体への支援など、日本語教育に対する支援の拡大を求める。

【市の考え方】

本市では、日本語教室を始めとした外国人支援を行う団体や国際交流事業を行う団体に対して助成金を交付する「国際交流活動助成制度」を実施しております。

日本語教育については、ボランティアや NPO の方々にご活躍いただいております。本市として助成金制度の拡充について検討を進めてまいります。

■基本施策 3 教育（7 件）

- 課題の整理（P20）に「ライフステージに応じた途切れない支援」とありますが、教育に関する施策は教育委員会が担当すること以外は情報提供にとどまっています。日本語教育や教育は施策の横串ともいえる全ての事柄に関わるものなので、情報提供にとどまらずライフステージに沿った教育の提供を事業として組み込む必要があります。
- 外国にルーツを持つ生徒の名古屋市立大学等への進学に向けた様々なサポートがあると良い。外国にルーツを持つ生徒が、様々な事情で大学等への進学をあきらめるということを少なくしていくことが求められる。

【市の考え方】

本市では、入学前の支援として、就学に関する支援制度などに関する情報提供を行っています。また、入学後は、本市立学校に在籍する児童・生徒を対象に学校生活や

教科学習に必要な日本語教育を実施するとともに、高校在学中または高校進学を目指す外国人生徒を対象とした学習・キャリア支援を実施してまいります。

- 日本語指導が必要な児童・生徒数は増えているが、中学生は小学生の3割である。小学生で日本語が身に付いたなら良いが、中学校でリタイアし、義務教育を修了しない生徒が多くはないか？また、高校の進学率でも一般の中学生と日本語指導が必要な生徒では格差が生じていないか？就学の促進、学習支援の充実は教育委員会が担うのに、中学卒業後の進路相談や高校進学を目指す外国人生徒への指導の担当部局は観光文化交流局とあるが、日本人と外国人で違いを設ける必要はない。

達成目標に、高校進学率の改善を数値で掲げ、中学校段階での支援を強め、高校卒業までは基本的に教育委員会が責任を持ち外国人生徒を指導・援助すると明記すべきである。

【市の考え方】

本市では、市内公立中学校に就学している生徒に各学校で進路指導を行っています。また、中学校相当の学齢後の進路については、高等学校以外にも多様な進路がありますので、今後も必要に応じて、関係局が協力して取り組んでまいります。

- 『入学のご案内』の外国語版を作成し、外国籍であっても学齢期の児童生徒がいる家庭には送付します」としてはいかがでしょうか。

【市の考え方】

『入学のご案内』は、名古屋市に住民登録があり、入学学齢前年の外国籍の子どもがいる全ての保護者あてに送付しておりますが、必ずしも日本語が理解できる方とは限らないため、外国語版を作成し、ご案内することとしています。引き続き多言語での就学に関する情報の周知を進めてまいります。

- 「初期日本語集中指導教室」「日本語通級指導教室」について、「開催場所・日程を増やします」としてはいかがでしょうか。入れずに待っている児童・生徒がいるばかりか、通級指導についてはせっかく実施していても日程が少なく、継続した支援に繋がらないと思います。
- 「日本語指導のための教員等の配置」について、「～小中学校へ日本語教育の専門家や有資格者を教員・非常勤講師として派遣します。また、該当の児童生徒が少ない学校への指導も増やします」としてはいかがでしょうか。専門でない方を派遣しても支援体制の構築が難しいように思います。もしくは、熱意のある日本語ボランティアはたくさんいるので、ボランティアともっと連携してもいいと思います。

【市の考え方】

本市においては、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する人数に応じて非常勤講師や母語学習協力員等を配置しています。今後も、支援にあたる教職員の研修を実施し、専門性を高めてまいります。

- 第3次プランで子どもの教育について新たな取り組みがないのは残念でなりません。0～4歳の外国人の子どもは増加しており、就学前の子どものためのプレスクールや子育て支援は特に重要です。

【市の考え方】

本市では、市立幼稚園、小学校、中学校、高等学校の運営を基本としておりますが、未就学児を対象としたプレスクールの実施については、今後の課題と考えております。

なお、外国人市民に対する子育て支援については、外国人の多い区において、多言語での情報提供や通訳者を配置した子育て教室の実施などを進めてまいります。

■基本施策4 保健・医療・福祉サービス（5件）

- 社会福祉協議会、自立サポートセンター、自立支援協議会など福祉分野の施設での柔軟な多言語対応を検討してほしい。
- 外国人の永住傾向がみられることから、高齢者に対する取り組み、終活、介護問題についての外国人市民への啓発啓蒙とともに、受け入れ側の施設の対応について、外国ルーツの方たちの文化背景、死生観などを知る機会を何等かの形で設けていただきたい。

【市の考え方】

施策方針Ⅰ基本施策4施策5の「外国人高齢者及び障害者に対応する支援拠点における多文化理解等の促進」の事業において、各支援拠点の職員に対して、多文化共生の理解や外国人市民と円滑にコミュニケーションを行う工夫などについて研修を行うことで、外国人市民への対応力向上を図ってまいります。

- 千種区では冊子、港区ではチャート図とそれぞれ子育て支援について多言語で情報発信しているが、名古屋市全域で統一した形でできないか。名古屋市の中でも特定の国籍の外国人集住地域があるためだと思うが、誰がどこに住んでも対応できる形で市全体が共通の情報提供ができるようにしてほしい。

【市の考え方】

妊娠中の方から、青少年期にいたるまでの子育て家庭に役立つ様々な情報を紹介した「子育て応援ブック（なごやっ子）」を作成、配布しておりますが、英語及び中国語

に翻訳、市公式ウェブサイトへ令和３年度中に掲載したいと考えております。今後も情報提供の充実に努めてまいります。

- 医療現場では無保険者の医療費対応に苦慮している。外国人市民には、入管から仮放免された外国人や社会保険未加入の外国人も含まれる。外国人市民の受診機会を保障するとともに、受け入れる医療機関を支える仕組みを整えるべきである。
- あわせて、名古屋市は人命最優先で受診を保障する、とプランで宣言すべきである。

【市の考え方】

本市を始め日本各地で訪日外国人や在留外国人が増加し、これに伴い医療機関を受診する外国人患者も増加しています。こうした外国人患者が安心して受診できるよう医療機関・国・自治体等が協力し、医療現場における外国人患者受入れ体制の整備に取り組んでおり、厚生労働省により外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリストも公表されているところです。

また、こうした医療機関が外国人患者の受け入れに際し、適切に対応できるよう、平成３０年度に厚生労働省から「外国人患者の受け入れのための医療機関向けマニュアル」が発行され、外国人患者に関連する制度、外国人患者の円滑な受け入れのための体制整備及び場面別対応事例等について示されております。

なお、生命に関わるような重症、重篤な症状になった患者については、どの方であっても救急搬送を要請いただくべきであると考えます。

- 外国人の心身の健康の充実に、子どもを含めてはいかがでしょうか、子どものメンタルヘルスについては触れられていないため、可能であれば母語教育やアイデンティティの問題と絡めて明記していただきたいです。

【市の考え方】

外国人の子どものメンタルヘルスについても重要な視点であると考えております。名古屋国際センターでは、子どもを含む外国人を対象とした「こころの相談」や「健康相談」を実施しております。引き続き、外国人市民の心身の健康の充実のための環境整備に努めてまいります。

また、当該事項はヘルスケアに関する施策に整理しております。

■基本施策５ 適正な労働環境づくりの促進（６件）

- 外国人技能実習生への施策を拡充すべきだ。セミナー開催と留学生の就職支援だけでは不十分である。
- 不当に高い寮費をばったくる、帰国の飛行機代も出さない、契約と違う労働をさせる、

などさまざまな問題が起きている。外国人技能実習制度は外国人搾取の温床とまで指摘されている。ビジネスにおける人権尊重は国際的ルールになりつつあり、自治体でも積極的に対応すべきである。通訳付き労働相談窓口の開設、管理団体や仲介業者等の実態把握、「適正な労働環境」で働いているか、実習生から生活や労働環境を聞き取る調査、解雇や賃金未払い、最賃違反などの相談にのり、弁護士とも協力して必要な是正を求める仕組みづくりなどの施策を具体化し、拡充すべきである。

- 外国人従業員が日本の生活習慣をしっかりと理解できるオリエンテーションを定期的に開催するよう、外国人雇用企業へ依頼すること。

【市の考え方】

企業における外国人労働者の適正雇用に関しては、「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」を東海三県一市（愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市）で策定し、企業に対して、安全で働きやすい職場環境の確保等への取り組みを呼びかけています。各機関の権限や役割を踏まえつつ、必要に応じて相談窓口等の周知を行うなど、国等の関係機関との連携に努めてまいります。

- 介護関係の募集にスリランカ人留学生を連れて行ったことがあるが、6事業所に断られた。その夜にそのうちの1つの事業所から連絡があり、「外国人雇用から逃げていてはいけない。トライしてみよう」と言われ、運営する10か所のグループホームに1名ずつ雇用してもらった経験がある。後日企業を訪問すると、利用者さんとスタッフの穏やかな笑顔とともに異文化交流と多様性を見ることができた。企業には勇気をもって留学生を雇用してほしい。

【市の考え方】

外国人の雇用・職場定着に関して企業が抱える課題に応じた支援を実施することにより、市内中小企業における外国人材の採用及び定着を支援してまいります。

- 日本人・外国人問わず、労働環境に関する相談先や通報先として労基署以外の役所（警察、消防署、自衛隊など）を入れ、そのことを大々的にPRすべき。行政が一丸となって保護するというメッセージを内外に示すことになり、悪徳団体への牽制につながる。
- 雇用先や研修先に住居の確保及び支払い等を保障する義務を課すべき。かつ、この場合の居住空間について条例で厳しく取り締まることで、適正な住環境の確保に努めるべき。また、外国人だけではなく日本国民の住居の保証も同時に行うべき。

【市の考え方】

警察や消防、自衛隊などの行政機関についてはそれぞれ担う役割が異なるため、これらが連携し、労働環境に関する相談に対応するには課題が多いと考えております。

また、外国人市民に対しては、円滑に住居を見つけ、入居できるように、外国人市

民の入居を受け入れている民間賃貸住宅などの情報提供等を行っているところであり、雇用先や研修先に本市条例にて従業員の住居確保等の義務を課すことについては難しいものと考えております。

■基本施策 6 居住（1件）

○不動産業者が、日本の生活習慣について説明する時間を十分に設けるよう依頼すること。

【市の考え方】

国土交通省にて作成している「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」について周知するなど、市内の不動産事業者に対して契約時に生活ルールの説明を丁寧に行うことを呼び掛けてまいります。

施策方針Ⅱ 多文化共生の意義を理解し、誰もが参画する地域づくり（14件）

■基本施策 1 外国人市民の地域への参画促進（4件）

○外国人支援団体の情報交換機会の充実、外国人相談の在り方についてのケース検討、情報共有の機会を充実させてほしい。

【市の考え方】

外国人市民を支援している団体等が情報交換や課題検討を行う場を用意することは重要であると考えております。本市では、日ごろより外国人市民の支援等の活動をされている団体等が意見交換を行う場として「多文化共生を進める団体交流会」を実施しており、より多くの方々が参加しやすいテーマを設定するなど、改善を図りながら継続して実施していきたいと考えております。

○外国人市民の母国紹介よりも、市民一般との交流をするのはいかがでしょうか。母国紹介は新たに母国から日本に来た人は出来ませんが、日本で生まれ育った方には難しいと思いました。現行の留学生に紹介してもらうスタイルがしっくりくるような気がします。

【市の考え方】

市民との交流については、施策方針Ⅲ 基本施策 2 に掲載している「留学生交流促進事業」及び「国際留学生会館の運営支援」において、それぞれ実施しているところです。また、留学生による母国紹介については、施策方針Ⅲ 基本施策 1 施策 2 に掲載している「外国人研究者・留学生と地域との交流」において実施しているところです。いただいたご意見を参考に、今後も、留学生と市民の交流、留学生による母国紹介の

機会を創出することで、外国人市民の地域参画を促進してまいります。

- 自治体、地域などから積極的に外国人市民への声掛けを行うことで、孤立を防ぐことが大切だと思う。地域のイベントについて、その一端を担う役割を与えるなどお客様扱いをしない。

【市の考え方】

いただいたご意見のとおり、外国人市民が役割を持って地域に参画することは、地域での共生を進める上で非常に大切なことであると考えております。

外国人市民と日本人市民が互いを理解し、地域でともに暮らしていけるよう、意識啓発を積極的に進めてまいります。

- 外国人市民が多く住んでいる地域を「多文化共生モデル地区」に設定し、地域社会における交流促進の場としてコミュニティセンターの活用を明示する。また、コミュニティセンターの職員を日本人市民と外国人市民をつなぐコーディネーターとして活用するとともに、国際交流課や国際センターによる研修や情報提供を行いながら、これらの施策の評価方法を明示すること。

【市の考え方】

地域のコミュニティ活動拠点であるコミュニティセンターは地域の公共的団体が指定管理者となり、地域の実状に応じた様々な活動を行うことでコミュニティ活動の促進を図っています。

引き続き、地域の実状に応じた様々な地域活動を展開することで、外国人市民への参画へつながるよう努めてまいります。

■基本施策2 交流機会の創出（3件）

- 成果指標について「国籍の異なる」ことだけが「多様な文化背景をもつ」に該当するわけではないので、幅広く「地域で多様な文化背景をもつ人同士で交流がある市民の割合」等としてはいかがでしょうか。文化の構成要素は国籍以外にもたくさんあると思いました。

【市の考え方】

いただいたご意見のとおり、国籍以外にも文化の構成要素は多数あると考えております。一方で、成果指標については、策定当初の数値と計画期間終了後の数値を比較する必要があり、既存のアンケート調査の質問項目より抽出しています。

今後、外国人市民の実態を調査する機会等をとらえ、より詳細な現状把握について検討してまいりたいと考えております。

- 日本人市民が外国人市民を理解するには、異質な文化や宗教を知ることが大切である。現在はコロナ禍で大規模なイベントを行う機会が乏しいが、アフターコロナを見据え、交流事業には積極的に宗教団体にも呼びかけを行い、様々な宗教とそれに基づいた文化を知るきっかけを設けていくことが必要だと思う。

【市の考え方】

多様な文化や宗教を理解することは多文化共生を進めるために大切なことと考えておりますので、効果的な市民への意識啓発の手法について、引き続き検討を進めてまいります。

- 久屋大通公園等で、世界中の料理が楽しめ、多様な国の人が集まり、多様な国の方と交流ができる毎年開催されるフェスティバルのようなものがあると良い。

【市の考え方】

イベントによって楽しみながら多様な文化を理解する機会を提供することは、多文化共生において効果的な施策であると考えております。

いただいたご意見を参考に、多文化理解の促進に向けた効果的な施策について検討を進めてまいります。

■基本施策３ 多文化共生の意識啓発（７件）

- 広報なごやなどで多文化理解、異文化理解に関する情報を掲載することで、日本人住民の国際理解の拡充、「外国人」に対する偏見をなくす取り組みをさらに充実してほしい。国際理解教育だけにとどまらず文化の多様性（障害者・LGBTなど）理解を促す契機となるような取り組みを一体化したまさに「多文化共生」となるようなシステムづくりの発信を国際交流課から提供するというのはどうでしょうか。

【市の考え方】

本市では、毎年８月を「多文化共生推進月間」と位置づけ、多文化共生、多文化理解のための様々な情報発信を集中的に行い、普及啓発に努めております。いただいたご意見を参考に、多文化共生推進月間などの機会をとらえ、積極的な情報発信に努めてまいります。

- 入国管理局ではスリランカ人の死亡事件があった。外国人の人権を守るとかかげる名古屋で二度と繰り返してはならない。国の機関で起きた人権侵害について国に厳しく抗議すべきである。
- 多文化共生の意識啓発が重点施策とされているが、まず、出入国管理局の職員にこそ意識啓発すべきである。ヘイトスピーチの現状認識を記載するとともに、ヘイト禁止条例

の策定をプランにはっきり掲げるべきである。

○ネットに蔓延している外国籍の方へのヘイトスピーチや性差別、LGBTQ差別、ヴィーガンやマイノリティへの偏見にとっても心を痛めています。社会から差別が無くなるように、ヘイトスピーチ禁止の条例と厳罰、人権についての啓発なども行っていただきたいです。

○在留外国人が名古屋市で平和に安全に幸せに暮らすには、彼らに対する様々な支援が大切ですが、一方で外国人に対する差別を防止する施策も重要と考えます。しかし、今回の多文化共生推進プラン（案）には、外国人に対する差別を禁止する明確な項目がありません。したがって、外国人差別を禁止する項目を追加するべきだと考えます。

○ヘイトスピーチについては、罰則付きの法律や条例で締め付けたところで解消されるほど単純なものではなく、規制を強めることでより陰湿なものとなって残り続けてしまう。

まずは、教育の場や市民に向けた啓発の場において、なぜ差別をしてはいけないのかについての説明と他国の文化や習俗について理解を深めることが最適解である。罰則規定を付加した条例の制定は行うべきではない。

○ヘイトスピーチをなくすためには、日本国民への福祉を充実させるべき。外国人には手厚いが、日本人には負担をさせて受益できない現状では止めることは不可能だと考える。

【市の考え方】

本市では、市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がない人権感覚にすぐれた「人間性豊かなまち・名古屋」の実現に向けて、各局区室が連携を図りながら、人権施策を推進しています。

外国人の人権を尊重していくためには、市民一人ひとりが、自分とは異なる民族・文化・宗教・言語などを寛容に受け止め、相違を認め合うことが必要であると考えており、なごや人権啓発センターにおいてセミナー実施やパンフレット配布をするほか、毎年8月を「多文化共生推進月間」とし、多様な文化や習俗について、市民に理解をいただくための積極的な啓発活動を進めているところです。

また、2016年には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行され、ヘイトスピーチは許されないことが宣言されました。本市では、この理念をもとに、教育・啓発活動を通じて、ヘイトスピーチの解消に向けた取り組みを推進してまいります。

いただいたご意見を参考に、今後も市民に対する積極的な啓発活動に努めてまいります。

施策方針Ⅲ 多様性を活かした名古屋の活性化とグローバル化（２件）

■基本施策２ 留学生の受入れ環境づくり（２件）

- 「留学生」には日本語学校の留学生も含まれ、受け入れ先として大学と日本語学校や専門学校では体制に大きな格差がある。支援するなら、大学等から支援を受けている留学生ではなく、恩恵にあずかる機会がない日本語学校等の留学生を優先することを明記するべき。

【市の考え方】

いただいたご意見を参考に、今後ともより多くの留学生の方に支援を受けていただけるよう、周知・広報に努めてまいりたいと考えております。

- 「留学」に力を入れるということであるが、現在のコロナ禍で外国人人材の受け入れが止まっている状況で、この先数年は「留学」に力を入れることはもとより、今現在の留学生の進路についての施策を示すことも現実的だと思われる。

【市の考え方】

本市では、日本での就職を希望する留学生を対象に名古屋外国人雇用サービスセンターなどと連携し、合同就職説明会である「外国人留学生就職フェア」を開催しているほか、面接試験対策などの就職活動に役立つ事業を開催しております。いただいたご意見のとおり、コロナ禍によって外国人の入国が制限されるなか、外国人留学生が本市に定着し、活躍していただくことで、経済の活性化などにつなげてまいりたいと考えております。

3 その他（９件）

- 名古屋市は多文化共生事業にどの程度予算を見込んでいるのでしょうか。また、担当部署の配置人員はどの程度なのでしょうか。予算と配置人員こそ施策への姿勢が問われると思います。施策ごとにこれらのこともプランには記載すべきかと思います。

【市の考え方】

予算及び人員については、「国際交流のあらまし」という資料を毎年度公表しています。なお、予算額については、年度によって変動することからプランには掲載せず、毎年度予算取得状況の把握に努めております。

- 多国籍化が進み、とくに、学び働く若いアジアの人々が増えている。名古屋で人間として大切にされた、と実感してもらえる施策展開を希望する。政治的に迫害を受けて名古屋に暮らしている人々への連帯と支援も課題だと明記すべきである。
- 私たち（支援団体など）の周りの方たちに「捨てる前に連絡して。」とお願いするなどし、外国人市民が日常生活する上で必要なものを整えてあげる取り組みを行う。（寝具、食器衣類、電化製品など）
- 日本語学校やバイト先などから「今日休みました」と連絡があれば、すぐ留学生のところに駆けつけて寝込んでいたりすれば食料の差し入れなどを行う。

【市の考え方】

いただいたご意見のとおり、名古屋で暮らす外国人市民が人間として大切にされたと実感していただくことは重要であると考えております。本プランでは、基本目標として、「国籍や民族などの異なる人々が、互いを認め合い、共にしあわせに生きていくことができる、多文化共生都市名古屋の実現」を掲げ、様々な施策を進めてまいりたいと考えております。

- 名古屋市の正規職員として、多様性とグローバル化を進めるために、優秀で多様な国の外国の方や日本で育った外国人にルーツを持つ卒業生等、積極的に採用するようにしてほしい。

【市の考え方】

本市職員の採用試験においては、事務職を始めとした多くの職種で日本国籍を有しない方も受験していただけるようになっているところです。

- 外国人市民アンケート・多文化共生を進める団体へのアンケート回収率が3割程度、さらに企業へのアンケート回収率が3割以下では、施策を評価する指標として機能し得ず、努力不足と言わざるを得ない。
今後はより多くの市民から広く声を集められるよう、アンケートの取り方に工夫を凝らすことはもちろん、外国人市民のコミュニティにも深くかわり、実情を探る努力が必要である。

【市の考え方】

今後実施するアンケート等の調査については、サンプルの取り方などについて、検討を進めてまいりたいと考えております。

○昨年２月にビルマ（ミャンマー）でクーデターが発生しており、東海地域在住のロヒンギャ難民はいまだに難民として認定されずに在留資格も付与されないまま不安定な生活が続いている。

施策の目指す姿において、「全ての外国人市民」という言葉があるが、「日本で暮らす外国人」という広義で捉え、難民申請者も対象にしてほしい。

【市の考え方】

多文化共生のまちづくりの推進は、国際人権規約等で保障された人権尊重の趣旨に合致するものと考えております。こうした考えを踏まえた上で、本プランにおいては、「外国人市民」を本市に在住する外国籍の人だけではなく、日本国籍を取得した人、国際結婚などによって生まれた子どもなど外国人の親の文化を背景にもつような外国にルーツを持つ人も含めます、と定義しております。

○在留資格に日本語検定を課し、一定の語学力がない者には在留者の家族であっても在留資格を出さないなどの取り組みが必要。（ただし、片親で未成年の子がいる場合は無条件で在留資格を発行すること。）

○「入国時に申請した就労先や研修先から離籍等をした場合には、早急に母国に戻って再申請する義務」を徹底すべき。在留者の人権を保護するために所属する企業等を把握するためにも必要なことである。

【市の考え方】

在留資格に関する事項については、出入国在留管理庁の管轄業務となります。

本市としては、外国人市民が日本人市民とともに地域で円滑に生活できるよう、日本語教育の推進及び外国人市民の人権尊重に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。